

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、①行審法の特例に係る規定の整備、②独自の不服申立手続に係る規定の整備、③その他行審法の施行に伴い必要となる規定の整備、④用語等の整理を行う。

1 行審法の特例に係る規定の整備

行審法上の不服申立手続の特例を定めている個別法に関し、政令で行政不服審査法施行令（以下「施行令」という。）に準じた規定を整備する、政令で具体的な特例を設けているものについて行審法の改正内容を踏まえて規定を整備する等の改正を行う。

(1) 個別法で特例を定めているもの

個別法で行審法を適用除外等として不服申立手続の特例を定めているものについて、政令で施行令に準じた審理手続規定を整備する等の改正を行う。

<改正する政令の例>

地方自治法施行令、不動産登記法施行令、国税通則法施行令、
社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令、自衛隊法施行令 等

(2) その他法令で行審法の特例を定めているもの

(1)のほか、具体的な不服申立手続の特例（審査請求先の特例、審査請求書の記載事項の特例等）を定める政令について行審法の改正内容を踏まえた規定を整備するなど、所要の規定を整備する。

<改正する政令の例>

鉾害賠償登録令、国民健康保険法施行令 等

2 独自の不服申立手続に係る規定の整備

独自の不服申立手続（意見聴取手続等）について行審法の規定を準用する個別法に基づく政令について、施行令の規定を準用する、行審法の技術的読替規定を設ける等の規定の整備を行う。

<改正する政令の例>

国家戦略特別区域法施行令、土地改良法施行令 等

3 その他行審法の改正に伴う改正（後述4を除く）

行政不服審査会の新設に伴う規定の整備など、行審法の施行に伴う改正を行う。

<改正する政令の例>

職員の退職管理に関する政令、資金決済に関する法律施行令 等

4 用語等の整理

1～3のほか、用語の整理や引用する行審法等の規定に係る条項ズレの整理等を行う。

5 施行期日

この政令は、行審法の施行の日（平成28年4月1日）から施行することとする。